破産手続廃止

平成２３年（フ）第９５７３号
東京都中央区日本橋小舟町１番13号　カルテック日本橋ビル
破産者　株式会社カルテック
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７２５号
千葉県松戸市西馬橋２丁目29―２
破産者　瀬谷　悦子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３９３２号
埼玉県さいたま市北区宮原町２丁目80―５―Ｄ―２、開始決定時の住所埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目558―Ⅱ―605
破産者　武田　光男
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４２２６号
埼玉県所沢市小手指町１―23―６　クリエイトハイム103、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿３丁目５番12―909号
破産者　ＨＤＤ工建株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８９５号
東京都中央区日本橋室町１丁目13番１号
破産者　日本ユニテック株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５８４号
東京都多摩市桜ケ丘２丁目15―16
破産者　大久保秀樹
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３６１号
東京都杉並区成田東１丁目30―７―103
破産者　濱口　昌彦
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７２５６号
東京都中央区築地６丁目26番６号
破産者　株式会社不二研販売
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６６号
東京都国分寺市富士本３丁目６―１　都営富士本３丁目第２アパート201
破産者　樋渡　純子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６７号
東京都八王子市戸吹町1060―10
破産者　樋渡　哲之
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６８号
東京都国分寺市富士本３丁目６―１　都営富士本３丁目第２アパート201
破産者　樋渡　達也
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４９２号
東京都大田区南馬込１丁目24―12―202
破産者　花塚　五郎
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４２７号
東京都千代田区神田神保町１丁目40番地
破産者　北信電機株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７１６号
東京都杉並区久我山５丁目26番16号
破産者　株式会社音和
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７１７号
東京都練馬区西大泉５―25―16、住民票上の住所東京都杉並区久我山５丁目26―６
破産者　鈴木　一行
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３０２９号
千葉県木更津市東太田４丁目13―５
破産者　森本　幸助
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２０６号
東京都国分寺市南町２丁目１番27号、商業登記簿上の本店所在地東京都国分寺市南町２丁目１番38号
破産者　有限会社研秀
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８８５号
東京都目黒区大橋２丁目９番12号　松見坂ハイツ102号室
破産者　有限会社エル・エイ・ビー
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８８６号
神奈川県横浜市緑区長津田７丁目17―16―103
破産者　永田　貴照
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０２１号
埼玉県越谷市新川町２丁目４番１号
破産者　東西ビルド株式会社
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０５３号
神奈川県大和市中央林間４丁目５番19号
破産者　株式会社ミットメディコ
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部